第53条関係

取　発第　　号
年　　月　　日

特定子ども・子育て支援施設等確認申請却下通知書

取手市長

先に申請のありました特定子ども・子育て支援施設等確認について，次のとおり却下しましたので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>設置者・事業者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>設置者・事業者の主たる事務所の所在地</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">代表者</td><td rowspan="2">職名</td><td rowspan="2"></td><td>フリガナ</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">却下年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">却下の理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

教示

(1)　この決定に不服がある場合には，行政不服審査法の定めるところにより，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると，正当な理由がある場合を除き，審査請求をすることができなくなります。

(2)　この決定については，行政事件訴訟法の定めるところにより，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，取手市を被告として(訴訟において取手市を代表する者は取手市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると，正当な理由がある場合を除き，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また，上記の審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると，正当な理由がある場合を除き，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。